

# 職員の心の健康の保持増進等に関する指針

平成 18 年 7 月 1 日

## 第 1 目的

この指針は、職員の心の健康の保持増進、受診指導等を適切に行うために留意すべき事項等を定め、職員がその能力を十分に発揮できる職場環境を確保することを目的とする。

## 第 2 主管長の責務

市長部局の部長、議会事務局長、教育委員会事務局の部長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、公平委員会事務局長、農業委員会事務局長および消防長（以下これらを「主管長」という。）は、職員がその能力を十分に発揮できる職場環境を確保するため、職員の心の健康の保持増進に努め、心の健康を損なう状態が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

## 第 3 所属長の責務

所属長（課またはこれに相当する組織の長をいう。以下同じ。）は、常に職員の健康管理に関する責務を有することに留意し、職員の職場不適應等を早期に発見し、適切に対応するとともに、仕事と職場の人間関係の両面において、良好な職場環境づくりに努めなければならない。

## 第 4 職員の責務

- 1 職員は、自らの心の健康の保持増進に努めなければならない。
- 2 職員は、健康管理上必要な事項について、主管長、所属長および精神保健担当産業医またはカウンセラーから指示または指導を受けたときは、これを誠実に守らなければならない。

## 第 5 職員の心の健康の保持増進等

### 1 心の健康の保持増進について

- (1) 所属長は、職員の能力、性格、意向等を考慮し、職務が特定の職員に集中したり、勤務状態が職員の健康を損なうことのないよう配慮する等、職務に関するストレスの除去に努めなければならない。
- (2) 所属長は、職員同士の積極的なコミュニケーションの促進等、日頃から職場の良好な人間関係の形成および維持を図らなければならない。
- (3) 所属長は、仕事と人間関係の両面を常に視野に入れ、職場の状況に柔軟に対処しなければならない。
- (4) 所属長は、職員から気軽に相談できる雰囲気づくりを行わなければならない。

### 2 受診指導等について

- (1) 所属長は、職員の職場不適應等の変化を発見した場合には、カウンセラーとの面談を勧奨し、必要に応じ所属長が同伴する等の対応をとるとともに、実態の把握を行い、必要に応じ専門医への受診を促す等適切な措置を講じなければならない。
- (2) 所属長は、職員のプライバシーに十分配慮したうえで、必要に応じて家族に対し協力を働きかけなければならない。
- (3) 所属長は、職員の病状、経過および初期対応等の状況について、速やかに主管長に報告しなければならない。